

不利益処分基準（公表用）

所管部（局）・課（室）健康福祉本部 長寿社会課

法令名	介護保険法			法令の番号	平成9年法律第123号		
不利益処分の種類	介護老人保健施設の業務運営の改善命令等			根拠条項	第103条第1項		
処 分 基 準	<p>(1) 介護老人保健施設が介護保険法（平成9年法律第123号）第97条第2項に規定する人員を有しなくなったとき</p> <p>(2) 介護老人保健施設が介護保険法（平成9年法律第123号）第97条第3項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（運営に関する部分に限る。）に適合しなくなったとき</p> <p>(3) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日 厚生省令第40号）</p> <p>(4) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について （平成12年3月17日 老企第44号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）</p>						
対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	長寿社会課	交付 機関	長寿社会課	目次 NO	10